

障害者差別解消法改正の周知状況について

1. 周知のねらい

- ・障害者差別解消法の改正の重点項目である、事業者による合理的配慮の提供の義務化についてお知らせする。
- ・合理的配慮とは何か、どんな配慮をしたらよいかという配慮事例の紹介。
→配慮を行うイメージをつけていただく。
- ・事業者が対応に困った際に、相談できる先をお知らせする。

2. 周知先

・令和4年度の周知のターゲットとしては、市内で商いをしている方で、日頃からあまり障害のある方と接する機会は少ない事業者。(障害のある方と接する機会は少ないが、障害のある方にとっては日常生活で利用することが多い場所)

3. 周知の実績

No.	周知先	時期	方法
1	さいたま商工会議所	R4. 8	訪問によりご説明
2	大宮東口商店街連絡協議会	R4. 9	役員会に出席し、ご説明
3	市内商店会(157か所、代表者様宛)	R4. 9	郵送によりチラシ配布
4	市内飲食店(西区・北区・岩槻区 計2,156店舗)	R4. 8	郵送によりチラシ配布
5	市内あはき・柔整施術所(1,140か所)	R4. 12	郵送によりチラシ配布
6	市内医療機関	R4. 6	医師会、歯科医師会経由でチラシ配布
7	【現在準備中】市内コンビニ	年度内	郵送によりチラシ配布

4. 配布チラシ等

合理的配慮の提供支援に係る補助金 チラシ

合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助します

対象者

- 〇 市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

- ・レストランやカフェなどの飲食店
- ・スーパーや書店、アパレルショップなどの物販店
- ・病院やクリニック、薬局などの医療機関
- ・ホテルや旅館などの宿泊施設

など

対象経費 合理的配慮が簡単に提供できるようにするために作成・購入する、以下の経費

補助金の額 消費税を除いた額の1/2の金額、千円未満切り捨て

・コミュニケーションツール作成費

(上限2万5千円)

- ・点字メニュー
- ・コミュニケーションボード
- ・チラシ等の音訳

など

・物品購入費

(上限5万円)

- ・筆談ボード
- ・折り畳み式スロープ

など

申請の流れ ※相談・申請は令和5年2月28日(火)が期限です。



問合せ先 さいたま市保健福祉局 福祉部 障害政策課 ノーマライゼーション推進係
電話048-829-1306 FAX048-829-1981

合理的配慮ってなに？

- 〇 障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

合理的配慮を提供しやすくするためには、コミュニケーションツールや物品を事前に用意することも大切です。

合理的配慮の一例

本人の申出や困り事、状況など

店舗の入口に乗り越えられないほどの段差があり、車椅子を使っているため、入店できません。

対応

頑丈な木の板をスロープの代わりにして段差をなくしました。

本人の申出や困り事、状況など

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しいです。

対応

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちができるよう配慮しました。

※ 一例であり、障害のある方の希望や特性、事業所の規模、状況などによって適切な配慮は異なります。

- 〇 対象の物品や申請の流れなど、ご不明な点はお気軽にお問合せください。申請書等の様式は障害政策課で配布しているほか、ホームページでもダウンロードしていただけます。また、これまでの活用例も掲載していますので、ぜひご参考ください。
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html>



ノーマライゼーション推進
PRキャラクター



このチラシは令和4年度の実施内容です。補助は予算の範囲内で行います。 さいたま市

障害者差別解消法改正に関する チラシ

障害がある方への 配慮が義務化されます

令和3年6月、事業者による障害のある方への合理的配慮を義務とする改正障害者差別解消法が公布され、公布の日から3年以内に施行されることとなりました（施行日は未定）。

Key Word 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と同じようにサービスなどを受けるために、それぞれの障害の特性に合わせて必要な配慮や工夫のこと。

例えば…

- ・聴覚障害のあるお客さまと筆談でやりとりをする。
- ・高いところに陳列された商品を取って渡す。



さいたま市から事業者の皆様へのご提案

1. 合理的配慮の提供に必要な費用の一部を補助します

飲食店、小売店、医療機関など、障害のある人もない人も利用する事業者において、合理的配慮を簡単に提供できるようにするために必要な物品等の費用を補助します。

【利用の例】筆談ボード、簡易スロープの購入費用、点字メニューなどの作成費



※詳しくはこちらから

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html>

出前講座も
承ります！

2. 事業者の皆様からご相談いただけます

日頃から障害のある方と関わる機会が少ない場合は、障害のある方にどんな配慮をしたらよいか悩んだり迷ったりすることと思います。さいたま市障害政策課では、事業者の皆様からお話を伺い、一緒に対応を考えていくことができます。下記お問合せ先までお気軽にご相談ください。

<お問合せ先>

さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

ノーマライゼーション推進係

電話：048-829-1306 FAX：048-829-1981

E-mail：shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp



さいたま市ノーマライゼーション係
PRキャラクター ノーマくん

まずはちょっとした気配りから
ほんの少しの気づきが配慮に繋がることはたくさんあります

障害のある方への配慮の例

合理的配慮を難しくとらえずいて
いませんか？
まずは、相手のことを気にかけて、
ほんの少しの気づきが大切です。

CASE1 セルフレジでのお支払い

視覚障害のある方にとって、セルフレジのタッチパネルは手で触った感覚で操作ボタンが判別できず、支払い金額も画面表示では把握することができません。



お店では、有人レジへご案内する、機器の
操作をサポートするなどの対応が大切です。

CASE2 耳が聞こえない、聞こえづらい方とのコミュニケーション

お買い物の際の会計時などに、支払い方法やポイントカードの有無、レジ袋の要否を聞かれても、声を掛けられていると気づくことができない、意思を伝えることが難しいといった声が挙がっています。



話しかける前に手を上げたり、指差してや
りとりできるコミュニケーションボードも
有効です。

CASE3 高いところに陳列された商品や大型・重量のある商品

特に車いすを利用されている方などは、商品棚の高いところに陳列された商品を取ることが難しくかったり、大きく重い商品をレジや自家用車などに運ぶことが難しいことがあります。



店員さんやお近くの方が商品を取ってお渡
しする、代わりに運搬するなどの対応をお
願いします。

このように配慮の例を見ていくと、日頃から実践していることだったり
しませんか？
障害のある方だからと構えすぎるのではなく、ご本人の希望を伺いながら、
対応することが大切です。